

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		
1	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	1,698	1,698	(1)継続するもの イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事	1,698
2	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,202	2,208	2,208	(1)継続するもの イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,208
3	福祉課	丸亀ボランティアネットワーク補助金	特定非営利活動法人 丸亀ボランティア協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内のボランティア協議会等が、お互いの主体性を尊重しながら幅広い交流や情報交換等を行うことにより、市内におけるボランティア活動の促進や連携を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としていたもの。交付先団体の解散により廃止。	291	291	291	(2)原則として廃止するもの イ 補助目的が達成された事業	0
4	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
5	福祉課	讃岐修斉会補助金	更正保護法人 讃岐修斉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。県内他市町の補助あり。	156	156	156	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等	156
6	福祉課	香川県原爆被害者の会丸亀支部補助金	香川県原爆被害者の会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨を実現を目指し、香川県原爆被害者の会員相互の融和と親睦、治療生活の向上を図る。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	46	75	70	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	70
7	福祉課	傷痍軍人会補助金	香川県傷痍軍人会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	香川県傷痍軍人会丸亀支部の活動を円滑に進めることにより戦傷病者と家族へ安心と希望を与えることを目的とする。	団体が平成25年度解散予定のため補助金を廃止する。	120	120	120	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業	0
8	福祉課	讃岐修斉会連絡協議会補助金	更生保護法人 讃岐修斉会連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	更生保護に関する事業の普及啓発による青少年の健全育成と再犯防止	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	190	190	190	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	190
9	福祉課	丸亀市社会福祉協議会運営等補助金	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域福祉活動、ボランティア事業、在宅福祉サービス事業、困窮世帯等に対する支援事業等の推進による福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。	法人運営部門及び事業運営部門の人員費を補助している。	73,400	76,247	75,821	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業	72,788

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		
10	福祉課	遺族会運営補助金	丸亀市遺族連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及び戦争犠牲者の遺族の福祉の向上を図る	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	268	268	268	(1)継続するもの オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	268
11	福祉課	臨時福祉給付金	平成26年度分市町村民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	平成26年4月からの消費税引上げに際し、低所得者への影響の緩和を図る	平成26年度分市町村民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)1人につき1万円、更に高齢基礎年金等の受給者は5千円の加算	-	-	-	(2)原則として廃止するもの エ 事業費の全額を補助金で賄う事業等	285,000
12	福祉課	地域ネットワーク「そら」補助金	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワーク風	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	身体障がい・知的障がいなど様々な障がいを持つ人々が地域でともに活動する機会やネットワークを維持することにより、以下の実現を図る。①障がい児・者・発達障がい児が将来の自立生活のために様々な生活スキルを習得する。②障がいを持っている子供を持つ親たちが親睦を深めることにより障がいを持つ子供達の活動を充実させる。	障がい児スキルアップ教室活動に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助していたもの。交付先団体の解散により廃止。	66	66	66	(2)原則として廃止するもの イ 補助目的が達成された事業	0

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25	説明		
13	福祉課	精神障害者 家族会助成 金	精神障害者 家族会 コス モス会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	精神障がい者の家族 が連帯し心を病んだ 者と共に歩める家族 となることにより、精 神障害者と家族の安 定を図ることを目的と する。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。他 市町の補助あり。	17	17	17	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	17
			丸亀広域家 族会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	精神障がい者の家族 相互の連携を密にし、 精神保健に関する正 しい理解の普及と病 気に対する差別・偏 見の除去に努めるこ とにより、障がい者と 家族の社会福祉の増 進に寄与する。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。現 在休会しているた め、補助を休止して いる。	17	0	0	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	17
14	福祉課	身体障害者 福祉団体補 助金	丸亀手話 サークル亀 の子会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	手話の学習をととし て聴覚障がい者問題 の理解を促す聴覚障 がい者運動に協力す ることにより聴覚障 がい者と健聴者との交 流を深め、ともに手 をつないで全ての人々 が住みやすい社会の 実現をめざす。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	28	28	28	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	28

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
15	福祉課	親子の集い事業補助金	丸亀市中心身障害児(者)育成会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ市内の小学校児童及び中学校生徒たちが交流することで、学校における日常生活に対する基本的な訓練の成果を確認すると共に、同じ障がいをもつ者たちが集団生活を体験することによって、お互いに意志の疎通が可能となり、交流の場を通じて社会性やルールづくりを身につけ自主性を育て、将来社会人として必要な資質の向上を図ることを目的としている。	「親子の集い事業」に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	49	49	49	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	49
16	福祉課	知的障害者援護施設等建設資金償還補助金	社会福祉法人 塩屋福祉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	心身障がい者福祉施設の円滑な運営を図る。	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条の規定により融資を受けた資金について予算の範囲内で利子補給金を交付する。	137	124	111	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	98
			社会福祉法人 うぶすな会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H12	同上	同上	同上	210	180	150	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として宛てる事業のうち、市の負担が義務的である事

補助金チェックシート 健康福祉部福祉課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25	説明		
17	福祉課	身体障害者 団体補助金	丸亀市身体 障害者福祉 連合協会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	本会は、身体障がい 者の自立更生の援助 並びに会員相互の親 睦に務め、もって生活 の安定に寄与し福祉 の増進を図ることを目 的とする。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	500	500	500	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	500
18	福祉課	心身障害者 小規模通所 作業所運営 等補助金	飯山町手をつなぐ育成会 小規模作業 所さざんか	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	個別給付(生活介護、 就労継続支援等)や 地域活動支援セン ターなどの障害者総 合支援法に基づく サービスへ直ちに移 行できない小規模作 業所が円滑に移行で きるよう、経過的な措 置として定額を助成 する	丸亀市障害者(児) 小規模通所作業所 運営補助金交付要 綱に基づき補助して いる。 常勤職員を2人以上 配置している作業所 は月額40万円×12 月	4,800	4,800	4,800	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	4,800
19	福祉課	救護施設建 設資金償還 補助金	社会福祉法 人 萬象園	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H14	社会福祉法に基づ き、福祉サービスの 利用者の保護及び地 域における社会福祉 の推進を図る	社会福祉法人の保 護施設整備事業の 利子補給。年2%以 内の利率	117	104	91	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して宛てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	78
20	福祉課	災害援護資 金償還補助 金	災害援護資 金償還利子 支払者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H16	借受人の負担軽減を 図ることを目的とする	償還利子の額とそ の年利率を1.5%と して、いずれか低い額	4	3	2	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して宛てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	5